

教安第547号
令和2年8月7日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

夏季休業後の学校における感染対策について（依頼）

夏季休業中における児童生徒等の健康管理等については、令和2年7月22日付け教安第493号で依頼したところですが、新型コロナウイルス感染症の流行は、全国的に予断を許さない状況が続いております。

一方で、夏季休業に伴い、児童生徒等の活動及びその範囲が広がり、感染リスクが高まることが危惧されます。

つきましては、夏季休業後、学校における感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減するため、下記について留意くださるようお願いいたします。

記

- 1 夏季休業中、特に、学校が始まる前1週間については、各家庭において児童生徒等の健康観察を徹底する（発熱や風邪症状がある等、体調が優れない場合には自宅で休養する）。教職員についても同様とする。
- 2 夏季休業後も、千葉県教育委員会作成「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」（8月中に改訂予定）を参考に、感染対策に努める。
特に、教職員の目が届かない場面（登下校、休み時間、部室等）で、「密閉」、「密集」、「密接」が生じやすいことから、児童生徒等に対し、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう指導を行うとともに、必要に応じて、ルール設定や注意喚起等を行う。
また、公共交通機関内や公共の場において、高校生等が密になった状態で大声で騒いでいる等の状況が見受けられることから、利用マナー等の指導を確実に行う。
- 3 夏季休業後も、熱中症が懸念されることから、感染症対策を行いつつも、熱中症予防に努める。

担当 教育庁教育振興部学校安全保健課 保健班 TEL：043-223-4092 FAX：043-225-8419
--